

オーストリアの中立問題と

EWG参加への方途

大西 公照

- 一 はしがき
- 二 オーストリアの中立とその背景
- 三 政治的モテーフの問題
- 四 憲法・国際法をめぐる根本問題
- 五 オーストリアの憲法に於ける国家条約と永世中立
- 六 オーストリアの経済環境とその脱出
- 七 EWG加盟への途
- 八 むすび

一 はしがき

オーストリアはヨーロッパのほぼ中央に位置し、人口約七五〇万、面積八万三、五〇〇平方キロ、その九九％がドイツ

オーストリアの中立問題とEWG参加への方途（大西）

語を母国語とする。⁽¹⁾

ところがこの小国が、国際法上二つの大きな意義を持ち始めている。その一つが一九五五年、オーストリア議会によって承認されたオーストリアの永世中立に関する憲法法規の取り扱いであり、もうひとつが、最近とみにその志向をあらわにして来ている「ヨーロッパ経済共同体」への参加の意志表示である。

然もこの二つの事象が微妙に絡まっているところに、どうやら二一世紀へ向けての国際法のレーゾン デートルが横たわっているような気がする。国連憲章がその一条一項の「目的」で第一に規定するのが、「世界の平和と安全の維持」についてであるが、その手段を「集団安全保障」か、「中立」に求めるとしても、その存在は、あくまで活潑な国際経済の交流に拠ること以外にその手ダテは一切成立し得ないとするので大方の意見は一致している。⁽²⁾

勿論オーストリアとて中立を土台とする限りEWGへの参加は、それ程容易であるう筈がない。然しまたそれへの国際法にのっとる対応も、ひとりオーストリアだけのジレンマではない筈。本稿はそのあたりに焦点を絞ってみた。

(1) Stadler, Karl R., Austria (1986).

(2) 大西公照 欧米にみる中立理論の展開と現代の国際法の対応(国際書房)。ド ゴールとニクソン ショック。パリーと駐留米軍。

二 オーストリアの中立とその背景

一九五五年一〇月二六日オーストリア議会を通過したオーストリアの永世中立に関する憲法条項(Bundesverfassungsgesetz vom 26. 10. 1955 über die Neutralität Österreich) は次の如きものであった。

第一条 (1) 外に対し常に独立を確保する為及び自国領土を侵されない為、オーストリアは、ここに自由意志をもって

永世中立を宣言する。オーストリアは、一切の手段を挙げて永世中立を維持し、且つ擁護せんとする。

(2) 将来に亙り、この目的を確保する為、オーストリアは、如何なる軍事同盟にも加入せず、またその領土内にいかなる外国の軍事基地の設置をも許さない。

第二条 この連邦憲法法規を執行することは、連邦政府の責任である。

勿論この背後には、一九五五年五月一日に成立した *Osterreichischen Staatsvertrags*、いわゆるオーストリア国家条約の存在がある。オーストリアは民族と言語が同じとの立場から、一九三八年三月一三日ドイツに併合され、ドイツの一部として第二次大戦に自動的に参加した。⁽¹⁾

然し一九四五年四月一三日、ウィーンがソ連に占領され五月八日ドイツとともに無条件降伏を強いられる。ところが、オーストリアは、ナチス政府によって強引に併呑されたもので、オーストリア国民の意志ではなかったとの考えが連合国側、特にソ連にもあったことが幸いし、四カ国(英、米、仏、露)の分割占領をうけるが、かなりの自治権を伴う社会民主党、レンナーを主班とした中央政府の維持が認められ、四五年一〇月二〇日に、**連合国対墺理事会**で正式にその独立が承認されることになる。更に十一月二五日の総選挙では、人民党党首、フィグルを首班とする連立内閣となり、レンナーがその大統領となったもの。

その為、連合国側は、監視の地位に引き続いて、立法、司法、行政の大部分をオーストリアに移管。ところが五三年二月二二日の選挙で人民党のラープが首相に就任した頃から、オーストリアはドイツを中心としての**対ソ集団安保**には加わらず、しきりと国際法で云うところの「中立」で行こうとの意見が湧出して来た。

勿論、国際法学者はフェアドロス等先頭として五二年頃よりその主張を展開していた。五四年のベルリン会議では、

まずソ連がオーストリアの中立を支持、オーストリアがこれに倣った。五五年二、三月頃からラープ首相がソ連での度重なる外交交渉でこれを解決、四月一日から一五日までモスクワを訪問、「永世中立」の線でソ連を説得、こうして五月一五日に**国家条約締結**の運びとなってゆく。

勿論ここまで漕ぎつけるには、オーストリアとしてもかなりの犠牲を要したのであり、とりわけソ連占領下の工業地帯の占領解除要件として多大の賠償金をソ連へ支払わされるハメとなる。

然しケルンチン州以外は殆どドイツ語だし、何にも況して石油の自給のできる事が、この小国をして国際的に自立出来るとの自信を生ませ、中立へ向かつての追い風となったことも否めまい。

連邦は九つの州よりなり、宗教はハプスブルグ家以来大体カソリックで統一され、シュタイエルマルク州の北部にはドナヴィツのエルツベルグ山で名高い世界有数の露天堀り鉄鉱山を有している。

この場合、中立を守るに最も必要な経済的労働力と、工業国としての最低限の天然資源を確保していたのが幸いした。

一九五五年の五月、クライスキー (Kreisky) は、「我々は、我々の中立の正確な性格を決定せねばならない。それはスイスやスウェーデンのそれに似たかなりの国々の中立とはひと味違ったものとならなければならないし、これら二つの国の地理的、歴史的プロフィールもオーストリアやその近辺国と相異していることに留意せねばならない。帝国としての過去の特殊な性格や第一共和国としての小国としての位置づけで、我々のオーストリアは今や中立に関する自国のみのタイプのプランを持たなければならなくなった。」と述べるまでになる。

スウェーデンの中立は憲法によっても具体化されず列強によっても保証されなくなったが、然しそれは、**国際法上、「軍事同盟からの自由 (Allianzfreiheit)」**と呼ばれるのが、最も妥当とすべきものであるがこれに較べ、オーストリアの場合に妥当する比較として、オーストリアとスイスの丁度中間のものが適切ではないかとも考えられるのであり、これ

これらの点について、オーストリアの国際法の古強者、フランス語での *doyen* に当たるフェアドロス (Verdross, Alfred) がスイスの中立の歴史、理論 (コロラリー)、判例の徹底的な研究をした後に、オーストリアに対するコミットメントは正確にはスイス モデルに対応したものと方向の結論に到達³⁾している。それには他国間のあらゆる戦争での中立の法的ルールを順守する義務をも含んでいることを主張している。即ち自国の領土について他国の侵略に対抗する権利及び衛る義務 (永世中立には、武装中立が不可欠)。自国をして戦争 (例えば軍事同盟、或いは他国への軍事基地を貸す) に引き摺り込むかも知れないところの義務を受容しない義務。自国の領域を保証することを他の列強にたのむ権利。そして最後に、前述の義務と衝突しない限り、自国や外国の政策を承認する完全なる自由。然し乍ら、そこには、第二次世界大戦の勃発でスイスやノルウェーによって確立されたような、イデオロギーに立脚する中立の義務は存在しないことになるのである。

- (1) Stourzh, Gerald, "Zur Geschichte der österreichischen Neutralität", Österreich in Geschichte und Literatur, V /6 (June 1961), SS. 273-88.
- (2) Kreisky, B., Die Herausforderung, (Düsseldorf) S. 112.
- (3) Verdross, Alfred, Die immerwährende Neutralität Österreichs. 1. Aufl 1958, 2. Aufl 1966, 3. Aufl 1967.

三 政治的モテーフの問題

一九八四年七月二八日、当時副総理で通産大臣を兼ねたノルベルト ステッガー (Norbert Steger) 氏が、第三六回ドルンビルナー (Dornbirner) の見本市 (Messe) の開会式で、長期計画目標として、オーストリアが、ヨーロッパ経済共同体⁽¹⁾ (Europäischen Wirtschaftsgemeinschaft) の一員となることを明らかにし、これが、ちょっとしたセンセーションを巻き起こしたことがあった。

オーストリアの中立問題とEWG参加への方途 (大西)

然し乍ら、彼のこれらに関する要請は、社会主義的——自由主義的連合国家を、どう生き永らえさすかをねらったものであったことは疑いの余地のないところ。即ちこの考えは非常に今日的なテーマとして、オーストリアにも当てはめられるものであるが、政治的に生産される公共財産を更に規模の大きい共同市場への線に沿って、可能な限り、狭いオーストリアの束縛を解く必要性の認識によって生じたもので、そのラインは一九八七年一月一六日に、連邦間共通の運用形態に關しSP:O〔社会党=Sozialistische Partei Österreichs (Zozialisten)〕とÖVP〔国民党=Österreichische Volkspartei (Konservativ)〕との間に締結された労働者雇傭条約の次の箇所に明瞭に示されている。⁽²⁾

「ヨーロッパ統一作業のより広汎な発展へ向けての協力(Einahme)はオーストリアにとって中心的な意味を持つ。ギリシャ、スペイン、ポルトガルと共に経済共同体(EWG)への参加と一九九二年迄の国内市場(Binnenmarktes)の完成(Ausbau)計画は、共同体の意義がより止揚されることを意味する。

オーストリアは、その故に(daher)自国自身でEFTAメンバーと連絡をとり、より広汎なヨーロッパ統一作業(Integrationsprozess)へ向けてのより前進的参加へと努めねばならない。連邦政府(Bundesregierung)は躊躇なく、出来得る限り、ヨーロッパ統合の進歩への成就に向かって邁進し、積極的に働きたい人の職場の紹介をする為に、関連する省庁や社会人パートナーのエキスパートの労働集団を配置することとする。⁽³⁾」

その発生については次のように書き込まれるであろう。

二大政党は、まずÖVP(国民党)がEuropa Initiative(ヨーロッパ主導)の一員になり、一人歩きを始めた。即ち一九八五年の二月一六日から、下院議員のスタイナー(Steiner)、コール(Khol)、カラス(Karas)、エルマコラ(Ermacora)が三段階(発展)プラン(Dreistufenplan)の骨格を作り、一応申し込みの決定にまで漕ぎつけたもので、その最終目標は

千年の未来をめざし、EWGとの関係を、質的にも完全共有体団体としてオーストリアの国益と一致させようとするものであった。⁽⁴⁾

この点についてカラスはデッド ラインとして一九八六年の終わりまでとし、オーストリアの国際法上の位置づけの顧慮の下にEWG参加後の要求を繰り返していた。

然も、一方では社会党員が、それをして時代遅れの立場からとして、徐々に離反を始めており、後の外務大臣エルヴィン ランク (Erwin Lank) (一九八三—四) の見解では、たかが小売商人どもの雨よけ鎧戸 (Krämerladen) に過ぎぬことと呼んでいた程。⁽⁵⁾ 後の外務大臣ヤンコーヴィッチ (Jankowitsch) は、既に一九八四年二月、SPÖ内に於ける強力な反対の立場に対する代表的見解として、オーストリアは出来る限りのヨーロッパ経済共同体への参加へ踏み切るべきだとしている。⁽⁶⁾

オーストリア連邦の見解としてもウラニツキー (Vranitzky, I.) は、一九八六年夏に連邦首相の委託 (Auftrag) で、ヤンコーヴィッチの提案を受け入れており、この提案は非常に「实际的」で「参加のような刺激的言葉を少なく」してヨーロッパ統合への手続きのプロセスでオーストリアが、強力な起爆剤とならないように配慮を加えた研究となっている。これはまた、「ウィーンKSSZE継続会議」の開会式でのウラニツキー発言の中の文節で述べられている「オーストリアのヨーロッパ的役割」の言葉と酷似しているところである。

即ち、「我々は全力を挙げ、我々に永世中立 (immerwährende Neutralität) と規定されている条項を通じ各自の枠組み内で、西欧的統合に関する百年計画に沿って行動することとする。

その為に、公知として次の不変の実情に立つものとする。

(1) オーストリア連邦政府はヨーロッパ経済共同体 (EWG) に於ける完全なる一員としてのオーストリアの加入を獲

得しようとはしないが

然し

(2) オーストリアに於ける、標準的な政治的力で、長期達成目的の為にヨーロッパ経済共同体との関係を保持し他の加盟国と同等の立場をとる。⁽⁷⁾」

こうして最後にこれらヨーロッパ経済共同体のメンバーの一員となる為に、共同体の内部の政治的力として存在するか、又は存在することを準備することになる。そういう経緯で、バーデン・ヴュルテンベルガー選出のCDW下院議員ハンス・ユルゲン・ザホルカ(Hans-Jürgen Zahorka)が、ドルンビルン(Dornbirn)で、ブラッセルの印刷にかかる質問の動機をステッガーによる説明書を受け取ることになる。ザホルカは、そこで、それによってアイルランドは中立であるとの考えを指示した。ステッガーの所見は、ザホルカが望んだオーストリアを、完全なヨーロッパ経済共同体の一員として加えることに関する対話に時間を費すことに興味があるか、どうかについてであるが……これは、ヨーロッパ経済共同体閣僚が承知しているところによれば、共同体各国ともヨーロッパでは、何処でも、その参加への途は自由に開かれているので、このような対話は必要がないのではないかと言うことであった。この、ヨーロッパ経済共同体議会の共同体法四六条による書面で齎らされた問い合わせにたいし下院議員ジンデフィンゲル(Sindelfinger)氏は、自由な立場から、ヨーロッパ経済共同体への自由な満足させる答えをしなかった。⁽⁸⁾

こう云う目的を達成せんが為に一九七二年、ヨーロッパ経済共同体(EWG)及びヨーロッパ石炭鉄鋼共同体(EKG)はオーストリアとの協定を通じ、ヨーロッパ統合へのオーストリアの参加の可能なフォーム、とりわけ、いわゆる共同市場への場が与えられ、政治的に自由に開かれた形に関し、討議(Debate)のようなフォーム⁽⁹⁾のものを締結している。

一つの科学的な風向試験気球(Versuchsballon)も外の点では、少なくともフランツ・ネムシャック(Franz Nemshak)

氏も亦一つの似たような方向に登らせられていたことになる。即ち、一九八四年ウィーンで、彼が「オーストリアの為の建議 (Vorschlag für Österreich)」として提出したものの中に、「ヨーロッパ統合の中間貸借対照表 (Zwischenbilanz) なるものが含まれ、中立法典付きの特別メンバーとしてそれぞれ決定参加付きの組み合わせの要求をしているのである。⁽⁹⁾ これらの環境の下で、その問題が、数多く、然も広い領域で、二五年間も飽き飽きする程論じられていたようであるとしても憲法学上の、又国際法学上の立場からオーストリアのヨーロッパ経済共同体への参加の許認性の問題を新しく掘り起こすこと自体、たしかにさう負担になるものではない点を忘れてはなるまい。

- (1) 条約文は、この時、事前にマシロンにも配られ、内容上同じものが見本市でも用意された。
- (2) die Vorarlberger Nachrichten vom 30. 7. 1984.
- (3) Beilage 7 (Wirtschaftspolitik), Abschn 1 (Wirtschaftliche Rahmenbedingungen) Hrwhg vom Verf.
- (4) Die Presse vom 29. 12. 1986.
- (5) Kohl, Andreas, "Österreich und die Europäische Gemeinschaft", Europa Archiv 1986, 699ff auf 707, Anm 4.
- (6) Die Presse vom 14. 15. 6. 1986.
- (7) Der freiheitliche Klubobmann *Frischenschlager* sprach sich im Sommer 1986 neuerlich für das Fernziel eines "Vollbeitritts zur EG im Sinne einer Verschmelzung von EG und EFTA-Raum aus". Die Presse vom 12. 6. 1986.—Was die Grün-Alternativen anlangt, so bestehen dieselben aus wirtschaftspolitisch inhomogenen Gruppierungen, sodaß sich über eine EG-Politik der "Grünen" in Österreich nichts Endgültiges sagen läßt.
- (8) Vgl unten, Anm 81.
- (9) Vgl zum damaligen Stand *Hans Manfred Mayrzedt* und *Hans Christoph Binswanger*, Europapolitik der Rest EFTA Staaten. Österreich, Schweden, Schweiz, Finnland, Island (Zürich-Wien-Stuttgart, 1972); *Hellmuth Straßer*, Der Weg Österreichs zu den Verträgen mit Brüssel (Wien, 1972); *Theo Öhlinger*, "Institutionelle Grundlagen der österreichischen Integrationspolitik in rechtlicher Sicht", *Theo Öhlinger, Hans Mayrzedt* und *Gustav Kucera* (Hg), Institutionelle Aspekte der österreichischen Integrationspolitik (Wien, 1976); *Friedrich*

Esterbauer und Reinhold Hinterleitner (Hg), *Die Europäische Gemeinschaft und Österreich* (Wien, 1977); und *Peter Fischer*, "Völkerrechtliche Fragen zur Teilnahme Österreich an der Europäischen Integration", *Hanspeter Hanreich und Gerhard Stadler* (Hg), *Handbuch: Österreich—Europäische Integration* (Baden-Baden, 1978), 68ff; für den innerstaatlichen Bereich insbes *Heribert Franz Köck*, "Die Neutralität als Bestandteil der österreichischen Verfassungsordnung", *Jahrbuch des Öffentlichen Rechts der Gegenwart* 1981, 223ff, auf 263f. (10) Auf 22 und *passim*.

四 憲法・国際法をめぐる根本問題

我々が、この問題を国際法的側面をのみでなく、我々の取り扱いによる疑問のある点についての国法学的対話をすべきことをすすめる時、それらの分野で、このやり方でより国際法が、効果あらしむるようその凡てを順調に推移させていると云うことを言えないのは、次に述べる二つの根拠からであると考えられる。

まず、第一が、同じように度々指摘され、極端に連結させられているのと同じ、国際法的なものと同様に関連性をもつ憲法上の側面である。そして第二が、憲法上の観照を露出させている国際法の問題である。——そしてそれはこのようにしてヨーロッパ経済共同体への参加が起こるかも知れないのであるが、——それにしてもそれはまた全く掴み難いものである。一つの国家の為に憲法を固定することは最早や自己義務 (*Selbstbindung*) ではなく、むしろ暫定的なもので、その為に自国自身で変更出来ることになる。即ち、一つの国家の国際法上の身分が失われることは、国家間の義務のより淘汰された節目になると言うことであり、関係国家自身を通して一面的改変を迫ることになる。⁽¹⁾ 国家の意志構成が一致して実行に移される時、そこから、一つの国家が憲法学上成立したと見做されることになるのである。即ち国家は、その国家が、外の国家に対し、義務を課させ得ることの成立を許した時にのみ存在する。

これがオーストリアの置かれている憲法上及び国際法上の位置づけであると言えよう。

(1) Was etwaige verfassungsrechtliche Schranken der verfassungsändernden Gewalt im Sinne materieller Schranken anlangt (zB Art 79 Abs 3 Bonner Grundgesetz), so vgl hierzu Klaus Stern, Das Staatsrecht der Bundesrepublik Deutschland I (München 1977), 134ff, und die dort angegebene Literatur.

五 オーストリアの憲法に於ける国家条約と永世中立

一九二〇年のいわゆるB-VGと云われる憲法はHans Kelsenの手になるものであり各所に純粹法学的名残りを留めている。彼は「民主主義」を「社会的現実の中に於いて自由の理念に可能な限り近いもの」と定義している。これを比較憲法学より判断すると、大別して共和制、民主性、連邦性、法治国家の諸原理の色濃いものとなっている。また、立法権と執行権の分立、更に司法と行政の分立を図っている点でも出色のもの。

また百年以上の伝統をもつ基本的権利と自由を憲法の中に盛り込んだこと、更に人権と基本的自由の擁護がヨーロッパ協定の約款で補われたフォームを提供することで、議會制民主主義の成熟した一つの形態となった。

更に憲法はあくまで基本的人権を国家が国民に保証する形をとり、その故に国内法の最上位法と位置づけられて久しいのであるが、一九五五年五月一五日発効の**国家条約の基本約款及び永世中立法は、国外法、国家間法**であるとし、そのまま憲法を構成するものとしても、国内法である憲法の中にその一部として置いたのでは、一方的宣言の意味しか持たず、国際間を拘束する力はないとして各国に対し次のような書類を世界各国へ送付した。

これを日本宛の申し入れ書を例にとると、

一九五五年一〇月二六日にオーストリア議会は、オーストリアの永世中立に関する憲法法規を可決した。この法規は、一九五五年一月五日に発効したが、その内容は次の通りである。

として、前述の条文を揚げ、

ここにドイツ語による右正文を写し一通を添付する。

この憲法法規を日本国政府に通告するに際し、オーストリア連邦政府は、日本国政府が、前記の法規に定められたオーストリアの永世中立を承認される様要請する光栄を有する。

オーストリア政府は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて外務省に対して敬意を表する。

一九五五年一月一四日

我が国は、オーストリア政府からするこの承認要請に対し

口上書

外務省は、在本邦オーストリア公使館に対し、敬意を表するとともに、同公使館が次のとおり通報越された昭和三〇年一月一四日付同公使館発口上書第二一八三号を受領したことを確認する光栄を有する。

(内容略)

外務省は、ここに日本国政府が前記のオーストリア連邦憲法法規に定められたオーストリアの永世中立を承認することをオーストリア公使館に通報するの光栄を有する。

外務省は以上を申し進めるに際し、ここに重ねてオーストリア公使館に対して敬意を表する。

昭和三〇年一月一六日

として、ここにオーストリアの永世中立を日本が承認したことにより、国内法の最高法規である憲法上の宣言を、オーストリア日本間の国際法規に迄昂め、両国間に拘束力を持たせようとしているのである。⁽¹⁾ また、その承認国数を出来るだけ拡大して行って多国間条約化しようとしたわけでもある。

何れにしても一九二九年の連邦憲法は一九二〇年のそれとともに、いわゆる一九二〇B-VG憲法と一九二九年の憲法でもって、国際的な、或いは超国家的な組織への参加にとって、根源的に唯一の妨害的要素を含んでおり、その憲法機関の法律行為は、オーストリアの国内法領域のみでも直接の法的効力を実施することが出来るようになっていた。これ等の機関はすべてオーストリアの憲法に従うようになっており、当然に法律の位置づけの機能に従うものではないのである。⁽²⁾ これらの妨害は、然し乍ら、一九二〇年十一月の憲法を通じ、その機能が人間生活の中に、直接、間接に滲透しており、憲法上それらを除去することは非常にむずかしいものとしている。オーストリアはその点でB-VGで第二の方法（議会の権力を単純な法律上の同意にする）を採択しようとしているものとみてよい。

ヨーロッパ共同体への参加に対する反対は、然し乍ら根源的には一九二〇年のB-VGからのものではなく、二つの、外の憲法的規定によるものであり両方とも一九五五年に現実的となったものである。即ちオーストリアの国家条約⁽³⁾ (Staatsvertrag)は一九五五年五月一五日採択のもので、もう一つは、オーストリアの中立に関する (über die Neutralität Österreichs) 一九五五年一〇月二六日の連邦憲法条文である。後者が憲法と同じ格 (Verfassungsrang) であることは自明である。前者に関してはいろいろの異説がある。

- (1) 大西公照 現代の国際法(有信堂 国際書房)。
- (2) この点はずいぶん Hans René Laurer が ÖZÖFFR (1970) 341ff で「国内問題より国際問題への止揚」で取り扱っている。
- (3) BGBl 1955/152.

六 オーストリアの経済環境とその脱出

オーストリアがこんご「永世中立」の途を進む為には、どうしてもその裏付けとして経済の中立がなければならぬであろう。国連憲章でもその目的の第一として、一条で「国際の平和と安全を維持すること」としている。戦争なき国際社会とは、経済交流、具体的には多国籍企業万能時代に、オーストリアがそれに堪え得る経済の基盤を持っているかどうかの点である。当然それには先ずヨーロッパ経済共同体への参加問題が浮かび上がって来ざるを得ない。

それについての経済的位置づけを探ってみる。

この点については前節で述べている通り、かなり満足すべき状態にあることは事実である。オーストリア経済の所有構造は、公共経済を柱としており、郵便、鉄道、製塩等は純粹国营であるが、それ以外は殆どが、持株は国としても、運営は私経済方式を採っている。

G I G⁽²⁾(連邦総理府一九八四年発行)によると国民総生産は、一九八三年で一兆二、〇七七億シリングで、産業部門別では農林業四四八、鉱工業三、二〇七(重軽工業及び鉱業)土木建築九〇八、交通通信六七九、商業二、〇三〇、公共サービス一、六三九(但し単位は億シリング、変動相場はU・S一ドル＝一七・九六シリング——一九八三年平均)。これを一九八三年のGNPで国民一人当り名目は一五万九、六七〇シリング(八、八九〇米ドル)となり、就業者一人当りでは三七万七、四一〇シリング、これを勤労者一人当り平均賃金・給与額に直してみると月額一万六、一二〇シリングとなる勘定。

またこれを国家条約加盟の四カ国と比較すると、一九八五年度でイギリス八、三九〇ドル、ソ連不明、フランス九、五五〇ドル、米国一万六、四〇〇ドル、因みに日本は一万一、三三〇ドルとなり、かなり(八、八九〇ドル)高位なものなることがわかる。

… 個人消費量は一九八二―三年度で澱粉六七・三キロ、肉八六・九キロ、牛乳二二〇・七キロ、脂肪・油三一・一キロ、じゃがいも六〇・二キロ、野菜九〇・〇キロ、果実六九・三キロ柑橘一七・六キロ、砂糖三八・二キロで、ジュールで計算すると一日一人当り一万二、八三二(三〇六七カロリー)となる。

また一九八三年二月末の記録では自動車登録台数三六万四四六台、うち乗用車二四一万四、四六六台であった。

食用穀物と肉類の増加では、オーストリアは一九八二年の記録で、食用穀物一三六、肉類一〇三、となっており、両方とも一〇〇%を上廻っていて、西ドイツの一〇四、八九、フランスの七八、一一四を凌いでいるのである。

食料生産の年平均増加率でも一九七五―八〇が五%、一九八〇―八五には一・六とプラスを記録し、一人当りは一・八から〇・九に落ちていたとはいえ、西ドイツ、ソ連、アメリカの一・四、等と較べ何等遜色のないものとなっている。因みに周辺国ではギリシャがマイナス一・〇(一九八〇―八五)、スイスが同じくマイナス一・〇、スペインがマイナス〇・四、ベルギー〇・〇、ポルトガルがマイナス二・〇である。

また自動車の保有台数であるが、これを人口一〇〇人につきそのパーセントを出してみるとオーストリア三五・六%、日本が三七・一%に較べ殆ど同じレベルにあり、**国家条約四カ国**のうち、アメリカの七一・四%は別格としてもイギリス三三・八%、フランス四三・九%、ソ連に至っては七・八である。

次に中立の基本となる農林業についてであるが、農地となっているのが四四%、うち耕地は一八%。そのうち農業経営者は三二万二、五七九人(一九八二―三)ただそれだけで全国民食料需要の一〇二%を生産しているのだから恐れ入るところ。一応自給できると云うことになる。一九八五年の穀物生産量は凡そ一八億トンである。うちアメリカが一九%、三・五億トン、中国が一八%、三・四億トン、ソ連が一〇%、一・八億トン、インドが九%、一・六億トンとなっており、世界穀物生産量の約半分以上が、この四大国で生産されている。このうちアメリカのみが輸出大国で八五年の輸出は八、〇

〇〇万トン。一方ソ連は四、〇〇〇万トンの輸入、中国、インドは自給体制を固めつつあり、とりわけ中国の八〇年代前半の一、〇〇〇〜二、〇〇〇万トンの輸入超過分を八五年に二八〇万トンに減らしたのは驚嘆に値するであろう。ヨーロッパ経済共同体 (E.W.G.) は自給率が向上し輸出がのびている。八五年の穀物生産量は総計で一・四億トン、輸出四、七〇〇トン、輸入三、〇〇〇万トンで一、七〇〇万トンの輸入超過となった。オーストリア、アルゼンチン、カナダのいずれも二、〇〇〇万トン (一九八五年) の輸出を行なっている。

ヨーロッパ経済共同体の目的は、食料の安定的供給の為、農業生産力の強化を目指したが、生産振興のため農産物の支持価格が、比較的高い水準に維持されたこと、更に技術革新によってその生産規模が域内需要を上廻り、農産物在庫が急増した点である。

その周辺に位置してもオーストリアの農業生産は確たる地位を占めていると言えそう。一九八三年の農業生産は

農作物 (単位千トン)	総量	面積収穫量 (100 kg / 1 ha)
製パン用穀物全体	一、七七六・五	四三・四
とうもろこし	一、四三七・三	六九・九
ビート	一、九七五・三	四六九・九
家畜保有量 (単位千頭)		
牛	二、六三三	
豚	三、八六九	
木材伐採量 (単位m ³)	一一、六八〇、〇五六	

これらをもみてもヨーロッパ経済共同体の周辺国としては名譽ある内容を占めていることが一目瞭然である。

それでは国際、経済社会に伍しての重工業についてである。

まず鉄鋼生産の中心はドナヴィツァイゼンエルツ (シュタイヤーマルク州) とリンツ (オーバーエスターライヒ州) であ

る。オーストリアの鉄鋼産業は第二次大戦後国営化された。主な企業として存在したオーストリア合同鉄鋼、アルピーネ・モンターン社、ベラー社、シェラー・ブレックマン社が一九七二年大合併され、オーストリア合同鉄鋼＝アルピーネ株式会社として新しく設立されている。

最近二三年間の伸びは

	一九六〇年	一九七〇年	一九八三年
銑鉄	二、二三一、八一七	二、九六四、二三八	三、三二〇、二六〇
粗鋼	三、一二六、五二六	四、〇七八、七五二	四、四一〇、九〇七
圧延鋼	二、〇七九、九〇三	二、八五九、九二九	三、五五五、一〇六

とりわけリンツ (Linz) とドナヴィツ (Donawitz) に因んで名付けられたLD工法は、酸素を吹きつけ鉄鋼を生産するもので、一九八〇年の統計では全世界一九六カ所、世界粗鋼生産の五五%をしめており、

一九八三年の鉱業生産(単位千トン)で

鉄鋼	三、五四〇
褐炭	三、〇四一
鉛・亜鉛	八八三
岩塩	三五九
石油	一、二六八
天然ガス	一、二二三、三九九(単位千立方メートル)

となっており、とりわけ石油は埋蔵量としてアルプス山麓地方の北部全域が深層部に到るまで相当量の産出可能との結果が出ている。今、石油、天然ガスを開掘しているのはウィーンと東北国境の間、及びオーバーエスターライヒ州であり、採掘原油はウィーン近郊シェバエハトにある国営のオーストリア鉱油管理株式会社で分溜精製されており、年間七〇〇万

トンといわれている。

オーストリアはこれ等の点より勘案して十二分に中立を保ち得る経済環境下にあると言えようかと思う。

これらの点についてフェアドロス (Verdross, Alfred) によれば「永世中立国 (dauernde Neutralität) とは国際法の下でヨーロッパ経済共同体 (EWG) の完全なメンバーとなることを認めることではない。何故ならEWG条約二二四条は平時ではなく戦時に於ける発効の余地を残しているからであるとの点で、多くの学者の意見は一致している³⁾」と述べている。

その故、もしEWGの閣僚会議で、EWGのメンバー国家が戦時中の出来事で戦争に加担したり、しなかったりした事件で、輸出に関して一方的な制裁をされた場合、仮にオーストリアがEWGの完全メンバーであったとしたら、オーストリアは中立国としての遵守義務を、即ち——中立法が戦時中に輸出することに関しては一方的制裁として禁止している——を侵害したとのことで、その申し出に応じなければならないことになるに違いない。もし一方でオーストリアが、輸出に關し二国間条約上の制裁を命じられた場合、オーストリアは、同質の経済領域間の取引を規定するEWG条約を侵害したことになるのである。

尚その上にオーストリアは自国の外国貿易を麻痺させ、自国の国際社会での存在そのものをも危地に陥れることになるのであろう。そのような原因で**永世中立国家**は戦時に於けるその義務の遂行の邪魔になるところの平時での経済的誓約を受容してはならないと述べている。

ソ連政府は、保証された討論の場で政治的な論争を展開した。一九五九年一〇月クライスキーがモスクワを訪問した際、グロムイコ (Gromyko) はオーストリアのEWG加盟はオーストリアの中立の侵害と同じであり、ソ連による「あらゆる政治的手段」によって拒否されるであろうと述べている。Der Spiegel誌によるとソ連外相は、クライスキーの質問に

答えこれらの手段とはソ連がオーストリアが当事国であったあらゆる国際条約を断絶までしてオーストリアとまったく前進した条約を締結する意志のないこと、且つ、一九五五年の**国家条約**を再考することすらしないことを示したものと受け取られている。

ソ連のリーダーにとってはEWGへの準加盟や半会員国家までも許され得ないとの答えだったことになる。

次いで一九六一年に英国はオーストリア政府がスウェーデンやスイスと提携して多国間的条約的加盟のラインを追及している。

一九六一年一〇月に開催されたオーストリア、スウェーデン、スイスのウィーン外相会議では、**共通市場協会**の設立の援助をしようとして話し込んでいる。それは中立にはEWGが受容し得るフォームでの協会の設立が彼等の間で何の障害にもならないとの見解を再確認することであった。

そしてクライスキーは共通市場のリーダーが中立国と妥協し、彼等の権利と義務を決して犯さない協会のフォームを確保することの希望⁽⁴⁾を開陳している。勿論この希望は直接ソ連の警告でもって非難された。即ち、EWGとの協会設立は経済的接触 (Anschlus) へ向かっての第一歩以外の何ものでもなく、オーストリアにとっては問題外のこと、あらゆる中立国にとっては、EWGとはアメリカの保護下での対東欧西ヨーロッパ連合をねらったものである点を忘れてはなるまいとしたのである。然し乍らこれらの点についてドゴール (de Gaulle) は英国が、ソ連によって今尚拒絶されているものを一方的宣言によって継続審議にさせようとした案を持ち込んだ時、ハッキリ、ノーと答えている。一九六二年六月ゴルバツハ首相がモスクワを訪問した時もクルシチョフ (Khrushchev) は、オーストリアの態度について、明瞭にソ連政府の意志を表明した。

「我々はこのコミュニティ (オーストリアの参加する) がヨーロッパ貿易を瓦解させ他国と経済戦争に入ることを宣言し、

オーストリアの中立問題とEWG参加への方途 (大西)

オーストリアと関係のある小国の独立と主権を損ね、オーストリア国自身の為の国内政策を決定する能力を減退させるものなるが故に、この態度（オーストリアの新コミュニティへの参加拒否）をとる」と述べている。

この論争は国内政治にまで火をつけた。国民党（*Osterreichische Volkspartei-Konservativ*）はドゴールやアデナウアー（*Adenauer*）のような人々に勢いづけられ新コミュニティ組織設立の方向へ好意的に傾いて行ったが、多くのオーストリア社会党（*Sozialistische Partei Österreichs-Sozialisten*）は、資本家としてこれを共通市場だと考え、市民なる母胎はヨーロッパの分裂について、より深い脅威を生み、それを永久化し、強力な労働政府や労働運動を伴うピンク色のEFT A（ヨーロッパ自由貿易同盟）をハッキリと選択したことになると批判した。とにかくドゴールのEWGに対する弾力的運用手段を伴う政治的プランから、社会主義者によってリードされている西独に至る迄、いろいろな方策が用意されて来た。一九六九年一二月にはオーストリアと市場の間で中間協定を結び、現行四〇%の関税の引き下げをすら規定する迄になっていたが、その直前にオーストリア政府の態度変更で破棄されている。当時の外相クライスキーは「オーストリアはどうしてもEWGのメンバーとなることは出来ない。さもなくば少なくともEWGが東西間の遠大な条約を締結した後でのみ可能となる大全ヨーロッパコミュニティに生まれ替わる迄は不可能である」との弱音をもらしている。

そしてその意見が出るや否やプラウダ（*Pranda*）は「オーストリアと共通市場間の如何なる種類の協会も、ドイツ独占資本の覇権的利益に奉仕するだけでオーストリアとドイツ間のあらゆる政治的、経済的ユニオンを禁止する国家条約四条を侵害することになること必定である」と反論した。

こうして、問題はオーストリアの中立とは何んぞやの点に還らざるを得なくなってしまうのである。

(1) Stadler, Karl R., op. cit.

(2) ウィーン一九八四年、連邦報道庁発行 *Osterreich* による。

(3) Verdross, Alfred, op. cit., SS. 16-17.

(4) Kreisky, Bruno., Die österreichische Neutralität (Aktuelle probleme unserer Zeit Nr. 5 (Vienna, 1960). S. 9.

(5) Arbeiter-Zeitung (13. märz 1970) S. 2.

(6) Stourzh, Gerald, op. cit., S. 276.

七 EWG加盟への途

オーストリアが、地理政治上の位置づけ、特に天然資源の有無、その経済活動の場、及びその展開等からしてこれによく、国際法上の中立を保持してうる立場にあるとの点について概括的説明を施してみたのであるが、いくらその保持可能性を謳ってみても何等国際法上その拘束力の生じるものではなく、むしろ、その中立保持条件そのものでもって、古くは門戸開放政策、現在では**集団安保**の一員への誘因となり易く、一転して危機を伴う場合が多かった。⁽¹⁾

然し二一世紀をめざす国際法が国際法の示す範囲を逸脱せずに、正当に中立を守り、その**存在権** (rights of preservation) を行使し得ないとの根拠はどこにも存在しない筈。対外的には勿論オーストリアの歴史はその殆どが中立で彩られて来た。その領域の研究では他の追随を許さぬストルチ教授がいる程である。

その点で、一九五六年にチェコで起きたトラブルはオーストリアの中立の存立を大きく浮かび上がらせた。ポーランドのゴムルカ体制 (Gomalka régime)⁽²⁾、ハンガリー革命 (これは共産ブロックから抜け出し、オーストリア中立体制への移行をねらったもの)⁽²⁾ もその軌を一つにするものと考えてよいであろう。

フェアドロスも指摘するように、オーストリアがあらゆる面でスイスをモデルとしたものであるとしても、⁽³⁾ その国際関係の処理に課された制限はスイスの比ではない。

とりわけ国家条約の四条には「接触の禁止」として(1)で、「連合及び同盟国はオーストリアとドイツ間の政治及び経済的ウニオンを禁止する。オーストリアはこの件における責任を十二分に認め、如何なる形態のものであれドイツとの政治的、経済的、ウニオンに入ってはならない」としている。

更に(2)は具体的に、「これ等のウニオンを防がんが為に、オーストリアはドイツとのいかなる条約、いかなる決議をなすこと、ドイツとの政治的、経済的ウニオンを促進せんが為に如何なる類似の直接又は間接の手段をとったり、あるいは不可分の領土又は政治的、経済的独立の修復をしたりする一切の条約を締結してはならない⁽⁴⁾」としている。

これらの点からみると、オーストリアは、憲法でドイツ、特にここで指摘されるのは西ドイツとの如何なる接触をも絶たれており、それがドイツ以外の国との関係樹立をも制肘する立場にあることを示している。

現在西ドイツが経済大国の一つとしてこれ程の国際多様化時代に、西ドイツのみで、政治的、とりわけ経済的存立を全うしていただける道理がない。その関係は周辺のフランス、スウェーデン、ノルウェーとの積極的な取り引き関係に進むのであり、とりわけその巨大な**多国籍企業**を通じ、それら西ドイツ周辺のEWG諸国とオーストリアが経済関係を樹立すると、当然の帰結として西ドイツとの経済関係を直接的に持つのと実質的に何等変わらぬ働きをすることになるので、この**国家条約**四条の示す解釈は国際経済万能下では実に深い意味合いを持つことになる。

とにかくこれらの解釈、特にそれがEWGとの関係(ヨーロッパ共通市場)、連邦軍の確立、政治的自由とレーゾン デートル (raison d'état) 間の衝突等々の意義づけに極端に表れているのである。ただ**ロンドン宣言**で示すような自肅の義務——戦時禁制品の供給や交戦国へのローンの供与——また中立の義務等の遵守は、例えば一九三九年から四五年にかけてのスイスの場合のように、一般に言われる *courant normal* の原則、即ち平時におけると同じ内容のベースに立ち、両交戦国との貿易を確立したのに倣い、中立を標榜する国の地理的、経済的利益が交戦国との商取り引きの継続を必要とす

ると云う中立国の自肅の点に関する異論は全くないようである。然し乍ら「永世中立国家」は、国際法の制限の下に、一般論としてEWGの完全なる一員とは認め難いとの説があるのは、前述のとおりで、ローマ条約の指摘をまつ迄もなく、戦時中に迄はその効力を延長できないとする実効論が大勢を占めている。

その故にスイスとスウェーデンは共通して中立を害さないとする点を含めたEWGと特別協定を結んでいるのである。

この点についてフェアドロスを始め多くの国際法学者は一九〇七年のハーグ条約五条ですべての中立国は、それが永世中立国であれ、そうでないにしろ、自国に対するあらゆる攻撃には対抗せねばならない。そして彼等自身の所持するあらゆる手段に訴えて、中立を保持し、防衛することを誓わねばならないと訴えている。

中でもティルリンク (Thirring) は物理学から出発した国際法学者であるが、「オーストリアは憲法上軍隊を所持するの義務は存在しない。権利としては別である。然しそれは国会の三分の二の多数決で何時でも変更できることである。」⁽⁵⁾と述べ、中立行為としてA—B—C武器、潜水艦ミサイル等は当然所持できるとしている。然しそれには隣接六カ国の了承を必要とするとし、軍隊を持つか、持たぬかは国内法の上位法である憲法が決めるべきでなく、国家間で所持する国家の基本権で規定することを国際法で決めるべきだとの論を展開している。

またこの点について、ヴァイン ツァイツンクは中立の場合におけるイデオロギー上の、または政治上の問題はかなり屈折しているのであるが、一九五五年一〇月二六日、「市民の基本的権利と自由は中立法によって侵害されない」と題し「中立は国家を拘束せず、ましてや個人的市民を拘束しない。個人の知的、政治的自由は、特に出版や言論の自由に於いて、国家の永世中立によって影響されるものではない。永世中立はイデオロギー上の中立を包含しない。」⁽⁶⁾との声明を出している。

ラーブ (Raab, G.) 首相はこの声明を出す前に、出版界やラジオが慎重な対応を求めたにも拘らず、「西欧キリスト教

主義」と「西欧社会への接近」が、中立の基礎を形成すると述べ、「今日、その植民地的政策の発想で以っていくつかの西欧国家を非難することは無用であり、又明日東欧に抵抗して宣伝のキャンペーンを張るのも同じである」とその意見を開陳している。そして社会党の友人からの彼のギャグに対する非難が出た時、内務大臣ブランティ (Buntty, Helmer) は「彼(ラーブ)の、共産主義に対抗しての、文化、性格にわたる二〇年間の闘争はオーストリアが自由西欧社会に属することへの結果だったのである」と答えている。

そして一九六八年ワルシャワ (Warsaw) 条約軍がチェコスロバキアへ侵攻した時クライスキー外相は、「我々の中立はスウェーデンやスイスで実施されている中立とは明らかに相違する」として

「スウェーデンの中立は自国の憲法の一部にもなく、ましてや強大国によるあらゆるフォームでの保証もないと言う点で、スイスの中立とは似ても、似つかぬものである。一つ又は二つ以上の国家の条約で行われた言質すらもない。むしろ戦時中に国際法上認められているところの中立のやり方を平和時の事件で取り扱うスウェーデンの意志表示と言った方がよいかも知れない。……かくしてもし法的にオーストリアとスイスの中立の間にいくつかの類似点が存在するとすると、オーストリアの国連への加盟とヨーロッパ委員会へのそれが、外交政策でスウェーデンのものに似たものになるであろう。その故に誰もがオーストリアの典型的中立の変形はスイスとスウェーデンの中立の線に沿って発展して来たものと類推することが出来るのである」と述べている。

一般にはフィンランドの中立もスウェーデンの影響をかなり受けていることは疑いない。

最初オーストリアは、一九四七年、国連への加盟を申し入れるがソ連の拒否権にあう。その理由とするところは、ソ連からみてオーストリアは未だ四大国の占領状態下であり、完全主権を持っていないとするものであった。即ち中立とは大

国からの独立を意味していた^⑩。国連加盟は一九五五年、三〇〇回にわたる四大国外相会議の後に四月一二日から一五日にかけてユリウス ラーブ首相、アドルフ シェルフ副首相、レオポルド・フィグル外相、ブルーノ・クライスキー事務次官の四人による訪ソ、いわゆる「モスクワ メモ (Moskauer Memorandum)」で「**国家条約締結**」への途を拓いたことである。同年五月一五日ウィーンのベルヴェデーレ宮殿で四カ国との国家条約に調印、一〇月二六日、**四大国占領軍完全撤退**の後、オーストリア国民議会は、**永世中立憲法**を採択。一二月一四日国連に加盟、一九五六年にはシュトラースブルグのヨーロッパ会議に加盟、一九六六年には、従来の比例代表内閣の政治体制を解消し、ヨゼフ・クラウス (オーストリア国民党) 首班の単独政権、一九七〇〜八三年にかけては、一九七〇年から七一年の間暫時少数内閣となるが、その時以外は、**国家条約締結**の立て役者ブルーノ・クライスキー (オーストリア社会党) 氏首班の単独政権、その間一九七九年ウィーンを国連の第三本部とすることに成功。一九八三年にフレート・ジノワッツ (オーストリア社会党) 首班の社会―自由連立内閣となって今日に至っている。

専門機関についてはL A E O、UNIDOを手始めに、WHO等殆ど参加している。

こうしてみると、オーストリアの外交的基盤は国家条約 (BGBl. No. 152/1955) の四条で将来、予測されるドイツとの関係を断つことを前提条件とし、オーストリアの中立に関する一九五五年一〇月二六日の連邦憲法(1)で永世中立の宣言、(2)で軍事同盟への非加入、外国基地の領土内での完全排除を謳い上げることからスタートした。然し国家が戦争を一切否定した国際社会で生きてゆく為には、まず先進国共同市場への進出が第一のメルクマールとなることは避けられない。これにはケインズもサミュエルソンとも同じである。ヨーロッパ会議 (シュトラースブルグ) に参加したとしても、それは当然政治的意味合いしか持たなかった。

これらの難問解決の方途をめぐりフェアドロスは「オーストリアの永世中立^⑪ (die immerwährende Neutralität Öster-

reichs)」を書き、国際法上の永世中立は一般の中立と較べ武装中立の側面をもっていると強調している。またこれに対しカール チェマネック (Karl Zemanek) は、永世中立は経済的中立 (Wirtschaftlichen Neutralität) への追究なくしては成立し得ないと説いている。⁽¹²⁾ ルドルフ キルヒシュレーガー (Rudolf Kirchschläger) は連邦内閣の国際事務担当代表でプラハ会議のあと外相となった人であるが、この問題、いわゆるEWG参加の方策に頭を突っ込み、これはヨーロッパ統合の成立にまつしかない結論づけた。⁽¹³⁾ 一九七七年の外相ミヒャエル シュヴァイツァー (Michael Schweizer) は永世中立のより進歩した**目的合一性約定** (Vereinbarkeit) を考え、満足ゆくものではなくても、とにかく統合 (integration) へと足を踏み入れることが、一見遠いようでも近道になるとしている。⁽¹⁴⁾

国家条約 (Statvertrag) の四条にしても、これをセント ゲルマインの**国家条約** (Staatsvertrags von St. Germain) 八八条と較べると国民議会に決定権がある点でオーストリアの方がより独立性があるとしても、オーストリアの方には多くの遵守義務が追つかぶせられているとの意見である。⁽¹⁵⁾ ただセントゲルマインの方は、すべての国との接触が絶たれているが、オーストリアの方はドイツとだけである。だがとにかく**多国間的経済的統合** (Multilateralen Wirtschaftlichen Integration) の約定を望んでいる点では同じである。⁽¹⁷⁾

エルマコラ (Ermacora) は経済的中立が軍事的のそれと変わることが処罰の対象になるのは一応止むを得ないとしてもEWG条約二二四条との関係で、抜け出すことは可能だとし、⁽¹⁶⁾ とにかく**国家条約と中立宣言で、自由と独立の二つを同時に掴むことはむずかしい**とし、EWGへの参加は、その意味で政治的反射鏡 (politische Reflexwirkung) の役目を露出させていると出張しているのである。

国家条約の三五条の(2)は

委員会のメンバーの多数の決定 (die Entscheidung der Mehrzahl der Mitglieder der Kommission) は**委員会の決定**

たるべく (Entscheidung der Kommission darstellt) 且つ、政党により決定的、拘束的なものとして受諾される (von den Parteien als endgültig und bindend anzunehmen ist)⁽¹⁸⁾ 』
としている。

然か程さように、決定権なるものが委員会にあり、オーストリア側になく、挑発する (provokieren) ことで全体が動き易く、各自の署名権は自由と言ってもごくソフトな決定しか行なわれなくなるうらみがあるであろう。

勿論ここで一つの**かくれ蓑** (ein Schlupfloch) としてEWG二三三条が存在するとしても、その決定はEWGの裁判所によるのであるが「これらの環境下で、中立から結果する義務を負わせたり、EWG条約から結果する義務を犯したりすることを戦時下における永世中立が強制できるかと云う点に帰着することは明瞭である⁽¹⁹⁾」と云うことになる。

それでは戦争 (Kriegs) によるか、又は**解約通知約款** (Kündigungsklausel) によるかであるが、どちらにしても隣国ドイツとの接触は免れず、東も含めた西ドイツとオーストリアとの経済交流は、一転してワルシャワ体制の均衡状態を壊滅させ、領土の見直しへと飛び火するので危険だと云うことになる⁽²⁰⁾。

そう云う意味では国際法的立場からする完全な中立への出発 (Abgehen vom völkerrechtlichen Status integraler Neutralität) 以外に当面の手ダテはなさそうである。

その第一歩として**ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体** (Europäischen Gemeinschaft für Kohle und Stahl) やEAGへの参加⁽²¹⁾ を利用することである。とにかく実質的にこれらもEWGの機関の一部に類する仕事をしているからである。

(1) Verdross, Alfred, Die immerwährende Neutralität Österreichs. 1. Aufl. 1958 2. Aufl. 1966, Wien 1977. 英仏訳 (一九七八) 伊訳 (一九八〇)。

(2) Stadler, Karl R., Österreich (1973). S. 308.

- (3) op. cit., SS. 10-21.
- (4) Adamovich, Die Österreichischen Bundesverfassungsgesetze (1973) 12-16^o.
- (5) Thirring, Hans, Mehr Sicherheit ohne Waffen (Wien, 1963) S. 14.
- (6) Wiener Zeitung (27 Oct. 1955)
- (7) Raab, Julius, A Neutral Austria, The Observer (London) 10 July 1955.
- (8) Stearman, William Lloyd, The Soviet Union and the Occupation of Austria (Bonn p.36).
- (9) Kreisky, Bruno, Die Österreichische Neutralität (Aktuelle probleme unserer Zeit Nr. 5) (Wien, 1960) S. 9.
- (10) Stadler, K. R., op. cit., S. 312.
- (11) Verdross, Alfred, op. cit., I. Anfl 1958.
- (12) Wirtschaftliche Neutralität. JBI 1959, 249ff; Zeitgemäße Neutralität, Österreichische Zeitschrift für Außenpolitik 1976, 355ff: Neutralität und Außenhandel.
- (13) Kirchschräger, Rudolf, Integration und Neutralität (Anm 31), passim.
- (14) Schweitzer, Michael, Dauernde Neutralität und europäische Integration (Wien, 1977).
- (15) Zur *quasi-neutralen Stellung* Österreichs aufgrund von Art 88 des Staatsvertrages von St. Germain und des Genfer Protokolls 1922 vgl ausführlich Verosta (Anm 37), 54ff.
- (16) Vgl dazu ausführlich *Stephan Verosta*, Les avis consultatifs de la Cour permanente de Justice internationale et le Régime douanier entre l'Allemagne et l'Autriche, Revue de droit international 1932. 244ff.
- (17) PCIJ, Series A/B, No. 41. Vgl *Monika Vierheilig*, Customs Régime between Germany and Austria (Advisory Opinion), *Rudolf Bernhardt* (Hg.), Encyclopedia of Public International Law, Instalment 2 (Amsterdam-New York Oxford 1981), 69ff.
- (18) Adamovicch, op. cit.
- (19) Fischer/Köck (Anm 50), 251.
- (20) *ibid.*, 251, mit Hinweis auf entsprechende Überlegungen in der *pravda* vom 22. 1. 1959.
- (21) Vgl oben, bei Anm 21.

八 む す び

オーストリアが、「永世中立」を一九五五年一〇月二六日の憲法で唱い上げ、戦敗国にも拘らず、ドイツとすべての面で手を切ることを前提条件（国家条約^①四条）として、四カ国、即ち英米ソ仏の全軍隊を撤退させ、戦敗国のドイツや日本と違い、首都近辺にのみ占領軍の何万かの武装軍隊を駐留させるのを拒否し、アメリカの独立宣言に織り込まれている意味合いでの国際法上の「独立（平等）」を一応完成させた。

日本でも一九五一年九月八日の平和条約署名に先だち、全面講和か、単独講和かでかなり揉めたことがあった。全面講和を主張された南原繁先生は、大澤章先生との学士会館での会食で、「日本はたとえ三杯のゴハンが二杯になっても占領軍のいない日本がいいねえ。大澤君我々貧乏人の育ちにしか判らない感覚なのかねえ」と語られていた光景を、その時陪席していた私としてはまるで昨日のこのように思い起こしている。経済的独立もいいが、出来れば政治的独立（平等）をもである。大澤先生の葬儀委員長をつとめた南原先生も、床から転げ落ちられたとのことで、二年程してお亡くなりになられた。実際は癌であったと後程伺っている。

今の日本は、経済大国となり一見して「飽食状態」を現出させているが、東京都の近辺にのみ数万の占領軍の継続駐留を許し、文民の交渉のみで果たしてその撤退のメドはたつのかの議論も出始めている昨今である。やはり国際法に則った、それを唯一の羅針盤として、主張すべきことは主張し、ひかえるべきことは控えねばなるまい。「親しき仲にも礼儀あり」。何れにしても国際法に則って解決した国際間の取り決めのものでない限り真の民族間友好は決して永続きはしないであろう。

翻って、これをオーストリアにみる時、凡そ日本と正反対のコースを辿っていることに気付く。占領軍の全面撤退、即

ち政治的独立はグロチウス国際法に随ったフェアドロスの努力もあり一応形式的に完成はさせたが、資源、人口等の制約もあり、周辺国家が国境を超えた多国籍企業化時代に突入していると云うのに、経済的独立、その第一歩としてのEWG（ヨーロッパ経済共同体）への参加もままならぬものとなっている。

然しこれ等の点について楽観的な意見がないわけでもない。ヴィーン ツァイツク紙は論説欄を用いカルル レンナー (Karl Renner) の署名入りで「オーストリア人はコスモポリタンなタイプの国民となる途をひた走っている⁽²⁾」と書いている。又一九六六年当時の外相クリスチアン ブローダー (Christian Broda) は「我々が住んでいる国家の基本的な仮説をすべて受容する前はかなり長い期間を要した。それは一九三八年のオーストリア征服迄にはなかったことである。そしてまたオーストリアの国家のコンセンサス (Staatsbewusstsein) の為にその方針を明瞭に示した七年間の外国ルール……。然し国民的コンセンサス (Nationalbewusstsein) 形成の為の基礎を規定した連合軍の占領の一年間は一九五五年の我々の中立宣言の為に、心理的にも、政治的にも両方の分野でその土台形成期間となった⁽³⁾」と言うのである。

今後オーストリアが経済的独立をも果たす為どう進むかは、反対の立場をゆき政治的独立をもねらう日本としても、その最終点は同じであり、目の離せないところである。それは一つにかかってその国の歴史と調和した両国民の資質にかかっ⁽⁴⁾ていると言えようかと思う。後戻りは出来ないのである。

(1) BGBl. No. 152/1955.

(2) Wiener Zeitung (23 Oct. 1946).

(3) Broda, Christian, Die veränderte Gesellschaft und die neuen Aufgaben der Sozialisten (Wien, 1966) S. 23.

(4) Zernatto, Guido, Vom Wesen der Nation (Wien, 1966) SS. 61 f.